

マザーレイク滋賀応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、琵琶湖の自然と滋賀の豊かな歴史的文化的資産を次の世代に引き継ぐために滋賀県の取組を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、滋賀の魅力ある地域づくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 琵琶湖に関する次に掲げる事業

ア 琵琶湖の総合保全に関する事業

イ 琵琶湖における環境学習および体験学習に関する事業

ウ 琵琶湖に対する総合的な理解を深めるための事業

(2) 滋賀の豊かな歴史的文化的資産に関する次に掲げる事業

ア 歴史的文化的資産の保存に関する事業

イ 歴史的文化的資産の活用に関する事業

(寄附金の使途指定)

第3条 この条例に基づく寄附をしようとする者は、あらかじめ、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができる。

2 この条例に基づき受領した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、知事が事業（前条各号に規定する事業に限る。）の指定を行うものとする。

(基金の設置)

第4条 この条例に基づき受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、第2条に規定する事業の推進を図るため、マザーレイク滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、この条例に基づき受領した寄附金の額を基準として、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第8条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 知事は、第2条に規定する事業に必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成20年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に受領した寄附金に相当する額の全部または一部を基金として積み立てる場合においては、第3条第2項の規定の例により、事業の指定を行うものとする。